

手数料条例（建築に関する）
新旧対照表

令和5年（2023年）4月1日
横須賀市都市部建築指導課

旧	新
<p>別表第7（第2条関係）</p> <p>建築に関する事項</p> <p>1 建築基準法関係</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（15） 第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の<u>延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）</u>に関する特例の許可の申請に対する審査</p> <p>建築物の容積率の特例許可申請手数料 16万円</p> <p>（16） <u>第53条第4項</u>の規定に基づく建築物の建築面積の敷地面積に対する割合（以下「建蔽率」という。）に関する<u>制限の適用除外に係る</u>許可の申請に対する審査</p> <p><u>隣地境界線からの壁面線の指定等がある場合の建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 33,000円</u></p> <p><u>（16）の2 第53条第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の</u></p>	<p>別表第7（第2条関係）</p> <p>建築に関する事項</p> <p>1 建築基準法関係</p> <p><u>（14）の2 第52条第6項第3号の規定の基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の認定の申請に対する審査</u></p> <p><u>建築物の容積率算定不算入部分の認定申請手数料 27,000円</u></p> <p>（15） 第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の<u>容積率</u>に関する特例の許可の申請に対する審査</p> <p>建築物の容積率の特例許可申請手数料 16万円</p> <p>（16） <u>第53条第4項又は第5項</u>の規定に基づく建築物の建築面積の敷地面積に対する割合（以下「建蔽率」という。）に関する<u>特例の</u>許可の申請に対する審査</p> <p><u>建築物の建蔽率の特例許可申請手数料 33,000円</u></p> <p><u>（削除）</u></p>

旧	新
<p data-bbox="288 280 767 371"><u>適用除外に係る許可の申請に対する審査</u></p> <p data-bbox="288 405 767 613"><u>道路境界線等からの壁面線の指定等がある場合の建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 33,000円</u></p> <p data-bbox="260 645 767 853"><u>(16)の3</u> 第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p> <p data-bbox="288 887 767 1039">建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 33,000円</p> <p data-bbox="260 1070 341 1099"><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="260 1435 767 1588">(18) <u>第55条第3項各号</u>の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査</p> <p data-bbox="288 1621 767 1713">建築物の高さの許可申請手数料 16万円</p> <p data-bbox="260 1744 341 1774"><u>(新設)</u></p>	<p data-bbox="850 645 1358 853"><u>(16)の2</u> 第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査</p> <p data-bbox="879 887 1358 1039">建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 33,000円</p> <p data-bbox="850 1070 1358 1223"><u>(17)の2 第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</u></p> <p data-bbox="879 1256 1358 1408"><u>再生可能エネルギー源の利用に資する設備工事に係る建築物の高さの特例許可申請手数料 16万円</u></p> <p data-bbox="850 1435 1358 1588">(18) <u>第55条第4項各号</u>の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査</p> <p data-bbox="879 1621 1358 1713">建築物の高さの許可申請手数料 16万円</p> <p data-bbox="850 1744 1358 1897"><u>(20)の2 第58条第2項の規定に基づく高度地区内における建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</u></p> <p data-bbox="908 1984 1358 2013"><u>高度地区における建築物の高さ</u></p>

旧	新
<p>3 都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年法律第84号)関係</p> <p>(1) 第53条第1項の規定に基づく一戸建ての住宅に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請(第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査</p> <p>一戸建ての住宅の低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料 <u>ア</u> <u>及びイ</u>に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>ア以外の場合 34,000円</u></p>	<p><u>の特例許可申請手数料 16万円</u></p> <p>3 都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年法律第84号)関係</p> <p>(1) 第53条第1項の規定に基づく一戸建ての住宅に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請(第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査</p> <p>一戸建ての住宅の低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料 <u>ア</u> <u>からウまで</u>に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>低炭素法基準適合証が提出されない場合であり、かつ、基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による評価方法(以下「誘導仕様基準」という。)に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合</u></p> <p><u>(ア) 床面積の合計が 200平方メートル未満のもの 17,000円</u></p> <p><u>(イ) 床面積の合計が 200平方メートル以上のもの 19,000円</u></p> <p>ウ <u>低炭素法基準適合証が提出されない場合であり、かつ、誘導仕様基準以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場</u></p>

旧	新
<p>(2) 第53条第1項の規定に基づく共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請であって、低炭素法基準適合証が提出されるもの（第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査</p> <p>共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の認定（低炭素法基準適合証あり）申請手数料 次のア及びイに掲げる当該申請に係る住戸の戸数（以下この項において「申請戸数」という。）及び共同住宅等の<u>共用部分</u>の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>合</u></p> <p><u>(ア) 床面積の合計が 200平方メートル未満のもの 34,000円</u></p> <p><u>(イ) 床面積の合計が 200平方メートル以上のもの 38,000円</u></p> <p>(2) 第53条第1項の規定に基づく共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請であって、低炭素法基準適合証が提出されるもの（第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査</p> <p>共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の認定（低炭素法基準適合証あり）申請手数料 次のア及びイに掲げる当該申請に係る住戸の戸数（以下この項において「申請戸数」という。）及び共同住宅等の<u>共用部分</u> <u>(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第3条第3号に掲げるものをいう。以下同じ。)</u>の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p><u>(3) 第53条第1項の規定に基づく共同住宅等に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請であって、低</u></p>

旧	新
	<p><u>炭素法基準適合証が提出されないもの（住戸部分（住宅部分のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第3条第1号及び第2号に掲げるものをいう。以下同じ。）について誘導仕様基準に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合であり、かつ、第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査</u></p> <p><u>共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の認定（低炭素法基準適合証なし・誘導仕様基準に基づく算定）申請手数料 次のア及びイに掲げる申請戸数及び共同住宅等の共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額を合算した額</u></p> <p><u>ア 申請戸数</u></p> <p><u>（ア） 申請戸数が1のもの 17,000円</u></p> <p><u>（イ） 申請戸数が2以上5以下のもの 33,000円</u></p> <p><u>（ウ） 申請戸数が6以上10以下のもの 48,000円</u></p> <p><u>（エ） 申請戸数が11以上25以下のもの 7万円</u></p> <p><u>（オ） 申請戸数が26以上50以下のもの 11万円</u></p> <p><u>（カ） 申請戸数が51以上100以下</u></p>

旧	新
<p>(3) 第53条第1項の規定に基づく共同住宅等に係る低炭素建築物新築</p>	<p> <u>のもの 16万円</u> <u>(キ) 申請戸数が101以上200以下のもの 23万円</u> <u>(ク) 申請戸数が201以上300以下のもの 29万円</u> <u>(ケ) 申請戸数が301以上のもの 33万円</u> イ 共同住宅等の共用部分の面積 <u>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11万円</u> <u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 14万円</u> <u>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 18万円</u> <u>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 28万円</u> <u>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 36万円</u> <u>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 43万円</u> <u>(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 50万円</u> (4) 第53条第1項の規定に基づく共同住宅等に係る低炭素建築物新築 </p>

旧	新
<p>等計画の認定の申請であって、低炭素法基準適合証が提出されないもの（<u>第54条第2項</u>の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査</p> <p>共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の認定（<u>低炭素法基準適合証なし</u>）申請手数料 次のア及びイに掲げる申請戸数及び共同住宅等の共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 共同住宅等の共用部分の面積</p> <p><u>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11万円</u></p> <p><u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 14万円</u></p> <p><u>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 18万円</u></p> <p><u>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 28万円</u></p>	<p>等計画の認定の申請であって、低炭素法基準適合証が提出されないもの（<u>住戸部分について誘導仕様基準以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合であり、かつ、第54条第2項</u>の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査</p> <p>共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の認定（<u>低炭素法基準適合証なし・誘導仕様基準以外の方法に基づく算定</u>）申請手数料 次のア及びイに掲げる申請戸数及び共同住宅等の共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 共同住宅等の共用部分の面積</p> <p><u>前号イの(ア)から(ケ)までに規定する額</u></p>

旧	新
<p><u>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 36万円</u></p> <p><u>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 43万円</u></p> <p><u>(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 50万円</u></p> <p>(4) 第53条第1項の規定に基づく非住宅建築物に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請(第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査</p> <p>非住宅建築物の低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料 次のアからウまでに掲げる区分に応じて、当該申請に係る非住宅建築物の床面積に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(5) 第53条第1項の規定に基づく共同住宅等と非住宅建築物との複合建築物(以下「複合建築物」という。)に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請(第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査</p> <p>複合建築物の低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料 前各号</p>	<p>(5) 第53条第1項の規定に基づく非住宅建築物に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請(第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査</p> <p>非住宅建築物の低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料 次のアからウまでに掲げる区分に応じて、当該申請に係る非住宅建築物の床面積に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(6) 第53条第1項の規定に基づく共同住宅等と非住宅建築物との複合建築物(以下「複合建築物」という。)に係る低炭素建築物新築等計画の認定の申請(第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査</p> <p>複合建築物の低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料 前各号</p>

旧	新
<p>に掲げる金額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>(6) 第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(第54条第2項の規定による申出をする場合に限る。)に対する審査</p> <p>低炭素建築物新築等計画の併願申請を伴う認定申請手数料 前各号に掲げる金額のうち、当該申請に係るものを合算した額にア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(7) 第55条第1項の規定に基づく一戸建ての住宅に係る低炭素建築物新築等計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期のみを変更するものを除く。以下この号から第12号までにおいて同じ。)の認定の申請(同条第2項において準用する第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査</p> <p>一戸建ての住宅の低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料</p> <p>ア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 低炭素法基準適合証が提出された場合 2,450円</p> <p>イ <u>ア以外の場合 17,000円</u></p>	<p>に掲げる金額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>(7) 第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請(第54条第2項の規定による申出をする場合に限る。)に対する審査</p> <p>低炭素建築物新築等計画の併願申請を伴う認定申請手数料 前各号に掲げる金額のうち、当該申請に係るものを合算した額にア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(8) 第55条第1項の規定に基づく一戸建ての住宅に係る低炭素建築物新築等計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期のみを変更するものを除く。以下この号から第14号までにおいて同じ。)の認定の申請(同条第2項において準用する第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査</p> <p>一戸建ての住宅の低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料</p> <p>ア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 低炭素法基準適合証が提出された場合 2,450円</p> <p>イ <u>低炭素法基準適合証が提出さ</u></p>

旧	新
<p>(8) 第55条第1項の規定に基づく共同住宅等に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であつて、低炭素法基準適合証が提出されるもの（同条第2項において準用する第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査</p> <p>共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の変更認定（低炭素法基準適合証あり）申請手数料 次のアからエまでに掲げる申請戸数及び共同住宅等の共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち</p>	<p><u>れない場合であり、かつ、誘導仕様基準に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合</u></p> <p><u>(ア) 床面積の合計が 200平方メートル未満のもの 8,500円</u></p> <p><u>(イ) 床面積の合計が 200平方メートル以上のもの 9,500円</u></p> <p><u>ウ 低炭素法基準適合証が提出されない場合であり、かつ、誘導仕様基準以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合</u></p> <p><u>(ア) 床面積の合計が 200平方メートル未満のもの 17,000円</u></p> <p><u>(イ) 床面積の合計が 200平方メートル以上のもの 19,000円</u></p> <p>(9) 第55条第1項の規定に基づく共同住宅等に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であつて、低炭素法基準適合証が提出されるもの（同条第2項において準用する第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査</p> <p>共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の変更認定（低炭素法基準適合証あり）申請手数料 次のアからエまでに掲げる申請戸数及び共同住宅等の共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち</p>

旧	新
<p>当該申請に係る額を合算した額</p> <p>ア 申請戸数（既に第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた<u>部分</u>に限る。）</p> <p>（ア）～（ケ） 略</p> <p>イ ア以外の申請戸数 第2号アの（ア）から（ケ）までに規定する額</p> <p>ウ 共同住宅等の共用部分の面積（<u>既に第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分</u>に限る。）</p> <p>（ア）～（キ） 略</p> <p>エ ウ以外の共同住宅等の共用部分の面積 第2号イの（ア）から（キ）までに規定する額</p>	<p>当該申請に係る額を合算した額</p> <p>ア 申請戸数（既に第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた<u>部分（以下この項において「既認定部分」という。）</u>に限る。）</p> <p>（ア）～（ケ） 略</p> <p>イ ア以外の申請戸数 第2号アの（ア）から（ケ）までに規定する額</p> <p>ウ 共同住宅等の共用部分の面積（<u>既認定部分</u>に限る。）</p> <p>（ア）～（キ） 略</p> <p>エ ウ以外の共同住宅等の共用部分の面積 第2号イの（ア）から（キ）までに規定する額</p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>（10） 第55条第1項の規定に基づく共同住宅等に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、低炭素法基準適合証が提出されないもの（住戸部分について誘導仕様基準に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合であり、かつ、同条第2項において準用する第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査</u></p>

旧	新
	<p>共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の変更認定（低炭素法基準適合証なし・誘導仕様基準に基づく算定）申請手数料 次のアからエまでに掲げる申請戸数及び共同住宅等の共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額</p> <p>ア 申請戸数(既認定部分に限る。)</p> <p>(ア) 申請戸数が1のもの 8,500円</p> <p>(イ) 申請戸数が2以上5以下のもの 16,500円</p> <p>(ウ) 申請戸数が6以上10以下のもの 24,000円</p> <p>(エ) 申請戸数が11以上25以下のもの 35,000円</p> <p>(オ) 申請戸数が26以上50以下のもの 55,000円</p> <p>(カ) 申請戸数が51以上100以下のもの 80,000円</p> <p>(キ) 申請戸数が101以上200以下のもの 115,000円</p> <p>(ク) 申請戸数が201以上300以下のもの 145,000円</p> <p>(ケ) 申請戸数が301以上のもの 165,000円</p> <p>イ ア以外の申請戸数 第3号アの(ア)から(ケ)までに規定す</p>

旧	新
<p>(9) 第55条第1項の規定に基づく共同住宅等に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、低炭素法基準適合証が提出され</p>	<p><u>る額</u></p> <p><u>ウ 共同住宅等の共用部分の面積</u> <u>(既認定部分に限る。)</u></p> <p><u>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 55,000円</u></p> <p><u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 7万円</u></p> <p><u>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 9万円</u></p> <p><u>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 14万円</u></p> <p><u>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 18万円</u></p> <p><u>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 215,000円</u></p> <p><u>(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 25万円</u></p> <p><u>エ ウ以外の共同住宅等の共用部分の面積 第3号イの(ア)から(キ)までに規定する額</u></p> <p>(11) 第55条第1項の規定に基づく共同住宅等に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請であって、低炭素法基準適合証が提出さ</p>

旧	新
<p data-bbox="288 280 767 495">ないもの（<u>同条第2項</u>において準用する第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査</p> <p data-bbox="288 703 767 1099">共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の変更認定（<u>低炭素法基準適合証なし</u>）申請手数料 次のアからエまでに掲げる申請戸数及び共同住宅等の共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額</p> <p data-bbox="288 1249 767 1464">ア 申請戸数（<u>既に第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分</u>に限る。）</p> <p data-bbox="316 1491 507 1525">(ア)～(ケ) 略</p> <p data-bbox="288 1554 767 1704">イ ア以外の申請戸数 <u>第3号ア</u>の(ア)から(ケ)までに規定する額</p> <p data-bbox="288 1733 767 1948">ウ 共同住宅等の共用部分の面積（<u>既に第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分</u>に限る。）</p> <p data-bbox="316 1977 767 2011"><u>(ア) 床面積の合計が300平方メ</u></p>	<p data-bbox="879 280 1358 676">れないもの（<u>住戸部分について誘導仕様基準以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合であり、かつ、同条第2項</u>において準用する第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査</p> <p data-bbox="879 703 1358 1211">共同住宅等の低炭素建築物新築等計画の変更認定（<u>低炭素法基準適合証なし・誘導仕様基準以外の方法に基づく算定</u>）申請手数料 次のアからエまでに掲げる申請戸数及び共同住宅等の共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額</p> <p data-bbox="879 1249 1358 1283">ア 申請戸数（<u>既認定部分</u>に限る。）</p> <p data-bbox="906 1491 1098 1525">(ア)～(ケ) 略</p> <p data-bbox="879 1554 1358 1704">イ ア以外の申請戸数 <u>第4号ア</u>の(ア)から(ケ)までに規定する額</p> <p data-bbox="879 1733 1358 1948">ウ 共同住宅等の共用部分の面積（<u>既認定部分</u>に限る。） <u>前号ウ</u>の(ア)から(キ)までに規定する額</p>

旧	新
<p><u>メートル未満のもの 55,000円</u></p> <p><u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 7万円</u></p> <p><u>(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 9万円</u></p> <p><u>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 14万円</u></p> <p><u>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 18万円</u></p> <p><u>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 215,000円</u></p> <p><u>(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 25万円</u></p>	
<p>エ ウ以外の共同住宅等の共用部分の面積 <u>第3号イの(ア)から(キ)まで</u>に規定する額</p>	<p>エ ウ以外の共同住宅等の共用部分の面積 <u>第4号イ</u>に規定する額</p>
<p><u>(10)</u> 第55条第1項の規定に基づく非住宅建築物に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査</p> <p>非住宅建築物の低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料</p>	<p><u>(12)</u> 第55条第1項の規定に基づく非住宅建築物に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査</p> <p>非住宅建築物の低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料</p>

旧	新
<p>次のアからカまでに掲げる区分に応じ、当該申請に係る非住宅建築物の床面積に応じ、それぞれ当該申請に係るものを合算した額</p>	<p>次のアからカまでに掲げる区分に応じ、当該申請に係る非住宅建築物の床面積に応じ、それぞれ当該申請に係るものを合算した額</p>
<p>ア <u>床面積を増加した部分に該当しない部分</u>について低炭素法基準適合証が提出された場合 (ア)～(キ) 略</p>	<p>ア <u>既認定部分</u>について低炭素法基準適合証が提出された場合 (ア)～(キ) 略</p>
<p>イ <u>床面積を増加した部分に該当しない部分</u>について低炭素法基準適合証が提出されない場合であり、かつ、省エネ誘導基準モデル建物法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合 (ア)～(キ) 略</p>	<p>イ <u>既認定部分</u>について低炭素法基準適合証が提出されない場合であり、かつ、省エネ誘導基準モデル建物法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合 (ア)～(キ) 略</p>
<p>ウ <u>床面積を増加した部分に該当しない部分</u>について低炭素法基準適合証が提出されない場合であり、かつ、省エネ誘導基準モデル建物法以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合 (ア)～(キ) 略</p>	<p>ウ <u>既認定部分</u>について低炭素法基準適合証が提出されない場合であり、かつ、省エネ誘導基準モデル建物法以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合 (ア)～(キ) 略</p>
<p>エ <u>床面積を増加した部分</u>について低炭素法基準適合証が提出された場合 床面積に応じ、<u>第4号ア</u>の(ア)から(キ)までに規定する額</p>	<p>エ <u>既認定部分以外の部分</u>について低炭素法基準適合証が提出された場合 床面積に応じ、<u>第5号ア</u>の(ア)から(キ)までに規定する額</p>
<p>オ <u>床面積を増加した部分</u>について</p>	<p>オ <u>既認定部分以外の部分</u>について</p>

旧	新
<p>て低炭素法基準適合証が提出されない場合であり、かつ、省エネ誘導基準モデル建物法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、<u>第4号イ</u>の(ア)から(キ)までに規定する額</p> <p>カ <u>床面積を増加した部分</u>について低炭素法基準適合証が提出されない場合であり、かつ、省エネ誘導基準モデル建物法以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、<u>第4号ウ</u>の(ア)から(キ)までに規定する額</p> <p>(11) 第55条第1項の規定に基づく複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査</p> <p>複合建築物の低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料 <u>第7号</u>から前号までに掲げる金額のうち、当該変更申請に係るものを合算した額</p> <p>(12) 第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する第54条第2項の規定による申出</p>	<p>て低炭素法基準適合証が提出されない場合であり、かつ、省エネ誘導基準モデル建物法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、<u>第5号イ</u>の(ア)から(キ)までに規定する額</p> <p>カ <u>既認定部分以外の部分</u>について低炭素法基準適合証が提出されない場合であり、かつ、省エネ誘導基準モデル建物法以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、<u>第5号ウ</u>の(ア)から(キ)までに規定する額</p> <p>(13) 第55条第1項の規定に基づく複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する第54条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査</p> <p>複合建築物の低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料 <u>第8号</u>から前号までに掲げる金額のうち、当該変更申請に係るものを合算した額</p> <p>(14) 第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する第54条第2項の規定による申出</p>

旧	新
<p>をする場合に限る。)に対する審査</p> <p>低炭素建築物新築等計画の併願申請を伴う変更認定申請手数料 <u>第7号</u> から前号までに規定する手数料に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額を加算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p><u>(13)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下この号において「低炭素法施行規則」という。)第46条の2の規定に基づく第55条第1項の軽微な変更(低炭素法施行規則第44条第1号に掲げるものを除く。)に該当するものであることについての証明書の交付の申請に対する審査</p> <p>低炭素計画軽微変更証明申請手数料 次のアからエまでに掲げる区分に応じて、当該申請に係る建築物の床面積(当該申請が、イに該当する場合は、住戸数)に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合 <u>第7号</u> <u>イ</u>に規定する額</p> <p>イ 共同住宅等の住宅部分及び複合建築物の住宅の住宅部分の場合 住戸数に応じ、<u>第9号ア</u>の(ア)</p>	<p>をする場合に限る。)に対する審査</p> <p>低炭素建築物新築等計画の併願申請を伴う変更認定申請手数料 <u>第8号</u> から前号までに規定する手数料に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額を加算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p><u>(15)</u> 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号。以下この号において「低炭素法施行規則」という。)第46条の2の規定に基づく第55条第1項の軽微な変更(低炭素法施行規則第44条第1号に掲げるものを除く。)に該当するものであることについての証明書の交付の申請に対する審査</p> <p>低炭素計画軽微変更証明申請手数料 次のアからエまでに掲げる区分に応じて、当該申請に係る建築物の床面積(当該申請が、イに該当する場合は、住戸数)に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア 一戸建ての住宅の場合 <u>第8号</u> <u>ウの(ア)及び(イ)</u>に規定する額</p> <p>イ 共同住宅等の住宅部分及び複合建築物の住宅の住宅部分の場合 住戸数に応じ、<u>第11号ア</u>の</p>

旧	新
<p>から(ケ)までに規定する額</p> <p>ウ 共同住宅等の共用部分及び複合建築物の住宅の共用部分の場合 床面積に応じ、<u>第9号ウの(ア)から(キ)まで</u>に規定する額</p> <p>エ 非住宅建築物の部分及び複合建築物の非住宅部分の場合 床面積に応じ、<u>第10号イ</u>の(ア)から(キ)までに規定する額</p>	<p>(ア)から(ケ)までに規定する額</p> <p>ウ 共同住宅等の共用部分及び複合建築物の住宅の共用部分の場合 床面積に応じ、<u>第11号ウ</u>に規定する額</p> <p>エ 非住宅建築物の部分及び複合建築物の非住宅部分の場合 床面積に応じ、<u>第12号イ</u>の(ア)から(キ)までに規定する額</p>
<p>6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係</p> <p>(1) 第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下単に「建築物エネルギー消費性能適合性判定」という。)の申請(当該申請に係る建築物が、第35条第1項の認定を受けた際に、第34条第3項に規定する他の建築物(以下この項において単に「他の建築物」という。)として建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されたものである場合の申請を除く。)に対する審査</p> <p>建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定申請手数料 次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該申請に係る建築物の床面積に応じ、それぞれ次に掲げる額</p>	<p>6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係</p> <p>(1) 第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下単に「建築物エネルギー消費性能適合性判定」という。)の申請(当該申請に係る建築物が、第35条第1項の認定を受けた際に、第34条第3項に規定する他の建築物(以下この項において単に「他の建築物」という。)として建築物エネルギー消費性能向上計画に記載されたものである場合の申請を除く。)に対する審査</p> <p>建築物エネルギー消費性能確保計画適合性判定申請手数料 次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該申請に係る建築物の床面積に応じ、それぞれ次に掲げる額</p>

旧	新
<p>ア・イ 略</p>	<p>ア・イ 略</p>
<p>ウ 省エネ基準モデル建物法に基づき <u>工場等以外</u>の非住宅部分について、エネルギー消費量の算定を行った場合</p>	<p>ウ 省エネ基準モデル建物法に基づき <u>工場等以外の建築物</u>の非住宅部分について、エネルギー消費量の算定を行った場合</p>
<p>(ア)～(キ) 略</p>	<p>(ア)～(キ) 略</p>
<p>エ 省エネ基準モデル建物法以外の方法に基づき <u>工場等以外</u>の非住宅部分について、エネルギー消費量の算定を行った場合</p>	<p>エ 省エネ基準モデル建物法以外の方法に基づき <u>工場等以外の建築物</u>の非住宅部分について、エネルギー消費量の算定を行った場合</p>
<p>(ア)～(キ) 略</p>	<p>(ア)～(キ) 略</p>
<p>(2) 第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期のみを変更するものを除く。)の申請に対する審査</p>	<p>(2) 第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期のみを変更するものを除く。)の申請に対する審査</p>
<p>建築物エネルギー消費性能確保計画変更適合性判定申請手数料次のアからコまでに掲げる区分に応じて、当該申請に係る建築物の床面積に応じ、それぞれ当該申請に係るものを合算した額</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画変更適合性判定申請手数料次のアからコまでに掲げる区分に応じて、当該申請に係る建築物の床面積に応じ、それぞれ当該申請に係るものを合算した額</p>
<p>ア <u>省エネ基準モデル建物法に基づき工場等の非住宅部分で、床面積を増加した部分に該当しない部分について、エネルギー消費量の算定を行った場合</u></p>	<p>ア <u>工場等の非住宅部分で、既に建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の部分（以下この項において「既判定部分」とい</u></p>

旧	新
<p>(ア)～(キ) 略</p>	<p><u>う。)について、省エネ基準モデル建物法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合</u></p>
<p>イ <u>省エネ基準モデル建物法以外の方法に基づき工場等の非住宅部分で、床面積を増加した部分に該当しない部分について、エネルギー消費量の算定を行った場合</u></p>	<p>(ア)～(キ) 略</p> <p>イ <u>工場等の非住宅部分で、既判定部分について、省エネ基準モデル建物法以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合</u></p>
<p>(ア)～(キ) 略</p> <p>ウ <u>省エネ基準モデル建物法に基づき工場等以外の非住宅部分で、床面積を増加した部分に該当しない部分について、エネルギー消費量の算定を行った場合</u></p>	<p>(ア)～(キ) 略</p> <p>ウ <u>工場等以外の建築物の非住宅部分で、既判定部分について、省エネ基準モデル建物法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合</u></p>
<p>(ア)～(キ) 略</p> <p>エ <u>省エネ基準モデル建物法以外の方法に基づき工場等以外の非住宅部分で、床面積を増加した部分に該当しない部分について、エネルギー消費量の算定を行った場合</u></p>	<p>(ア)～(キ) 略</p> <p>エ <u>工場等以外の建築物の非住宅部分で、既判定部分について、省エネ基準モデル建物法以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合</u></p>
<p>(ア)～(キ) 略</p> <p>オ <u>省エネ基準モデル建物法に基づき工場等の非住宅部分で、床面積を増加した部分について、エネルギー消費量の算定を行った場合</u> 床面積に応じ、第1号アの(ア)から(キ)までに規定する額</p>	<p>(ア)～(キ) 略</p> <p>オ <u>工場等の非住宅部分で、既判定部分以外の部分について、省エネ基準モデル建物法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合</u> 床面積に応じ、第1号アの(ア)から(キ)までに規定する額</p>

旧	新
<p>カ <u>省エネ基準モデル建物法以外の方法に基づき工場等の非住宅部分で、床面積を増加した部分についてエネルギー消費量の算定を行った場合</u> 床面積に応じ、第1号イの(ア)から(キ)までに規定する額</p>	<p>カ <u>工場等の非住宅部分で、既判定部分以外の部分について、省エネ基準モデル建物法以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合</u> 床面積に応じ、第1号イの(ア)から(キ)までに規定する額</p>
<p>キ <u>省エネ基準モデル建物法に基づき工場等以外の非住宅部分で、床面積を増加した部分について、エネルギー消費量の算定を行った場合</u> 床面積に応じ、第1号ウの(ア)から(キ)までに規定する額</p>	<p>キ <u>工場等以外の建築物の非住宅部分で、既判定部分以外の部分について、省エネ基準モデル建物法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合</u> 床面積に応じ、第1号ウの(ア)から(キ)までに規定する額</p>
<p>ク <u>省エネ基準モデル建物法以外の方法に基づき工場等以外の非住宅部分で、床面積を増加した部分について、エネルギー消費量の算定を行った場合</u> 床面積に応じ、第1号エの(ア)から(キ)までに規定する額</p>	<p>ク <u>工場等以外の建築物の非住宅部分で、既判定部分以外の部分について、省エネ基準モデル建物法以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合</u> 床面積に応じ、第1号エの(ア)から(キ)までに規定する額</p>
<p>ケ・コ 略</p>	<p>ケ・コ 略</p>
<p>(4) 第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(以下「<u>34条認定</u>」という。)の申請(当該申請に係る建築物が非住宅建築物であり、かつ、第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査</p>	<p>(4) 第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(以下「<u>性能向上計画認定</u>」という。)の申請(当該申請に係る建築物が非住宅建築物であり、かつ、第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査</p>

旧	新
<p>非住宅建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料 次のアからウまでに掲げる区分に応じて、当該申請に係る建築物の床面積に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(5) <u>34条認定</u>の申請（当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅であり、かつ、第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査</p> <p>一戸建ての住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア 省エネ誘導基準適合証の写しが提出された場合 <u>床面積にかかわらず4,900円</u></p> <p>イ <u>省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合</u></p> <p><u>(ア) 床面積の合計が 200平方メートル未満のもの 34,000円</u></p> <p><u>(イ) 床面積の合計が 200平方メートル以上のもの 38,000円</u></p>	<p>非住宅建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料 次のアからウまでに掲げる区分に応じて、当該申請に係る建築物の床面積に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(5) <u>性能向上計画認定</u>の申請（当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅であり、かつ、第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査</p> <p>一戸建ての住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア 省エネ誘導基準適合証の写しが提出された場合 <u>第3項第1号アに規定する額</u></p> <p>イ <u>省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合であり、かつ、誘導仕様基準に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合床面積に応じ、第3項第1号イの(ア)及び(イ)に規定する額</u></p> <p>ウ <u>省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合であり、かつ、誘導仕様基準以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を</u></p>

旧	新
<p>(6) <u>34条認定</u>の申請であって、省エネ誘導基準適合証の写しが提出されるもの（当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅であり、かつ、第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査</p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（省エネ誘導基準適合証あり）申請手数料 次のア及びイに掲げる一戸建ての住宅以外の住宅の<u>住戸部分(住宅部分のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条第1号及び第2号に掲げるものをいう。以下同じ。）</u>の住戸数（以下この項において「住戸数」という。）及び<u>一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分(同条第3号に掲げるものをいう。以下同じ。）</u>の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>行った場合 床面積に応じ、第3項第1号ウの（ア）及び（イ）に規定する額</u></p> <p>(6) <u>性能向上計画認定</u>の申請であって、省エネ誘導基準適合証の写しが提出されるもの（当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅であり、かつ、第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査</p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（省エネ誘導基準適合証あり）申請手数料 次のア及びイに掲げる一戸建ての住宅以外の住宅の<u>住戸部分</u>の住戸数（以下この項において「住戸数」という。）及び<u>共用部分</u>の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p><u>(6)の2 性能向上計画認定の申請で</u></p>

旧	新
	<p><u>あって、省エネ誘導基準適合証の写しが提出されないものであり、住戸部分について誘導仕様基準に基づき基準省令第4条第3項第1号に規定する数値によりエネルギー消費量の算定を行ったもの（当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅であり、かつ、第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査</u></p> <p><u>　　<u>一户建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（省エネ誘導基準適合証なし・誘導仕様基準に基づく共用部分ありの算定）申請手数料 次のア及びイに掲げる住戸数及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額</u></u></p> <p><u>ア 住戸数 第3項第3号アの(ア)から(ケ)までに規定する額</u></p> <p><u>イ 共用部分の面積 第3項第3号イの(ア)から(キ)までに規定する額</u></p> <p><u>(6)の3 性能向上計画認定の申請で</u></p> <p><u>あって、省エネ誘導基準適合証の写しが提出されないものであり、住戸部分について誘導仕様基準に基づき基準省令第4条第3項第2号に規定</u></p>

旧	新
<p>(7) <u>34条認定</u>の申請であって、省エネ誘導基準適合証の写しが提出されないものであり、<u>基準省令</u>第4条第3項第1号に規定する数値により<u>算定</u>を行ったもの（当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅であり、かつ、第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査</p>	<p><u>する数値によりエネルギー消費量の算定を行ったもの（当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅であり、かつ、第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査</u></p> <p><u>一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（省エネ誘導基準適合証なし・誘導仕様基準に基づく共用部分なしの算定）申請手数料 次のア及びイに掲げる住戸数及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額</u></p> <p><u>ア 住戸数 第3項第3号アの(ア)から(ケ)までに規定する額</u></p> <p><u>イ 共用部分の面積 第3項第2号イの(ア)から(キ)までに規定する額</u></p> <p>(7) <u>性能向上計画認定</u>の申請であって、省エネ誘導基準適合証の写しが提出されないものであり、<u>住戸部分について誘導仕様基準以外の方法に基づき基準省令</u>第4条第3項第1号に規定する数値により<u>エネルギー消費量の算定</u>を行ったもの（当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅であり、かつ、第35</p>

旧	新
<p>一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（省エネ誘導基準適合証なし・<u>共用部分ありの算定</u>）申請手数料 次のア及びイに掲げる住戸数及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額</p> <p>ア 住戸数 <u>第3項第3号ア</u>の(ア)から(ケ)までに規定する額</p> <p>イ 共用部分の面積 <u>第3項第3号イ</u>の(ア)から(キ)までに規定する額</p> <p>(8) <u>34条認定</u>の申請であって、省エネ誘導基準適合証の写しが提出されないものであり、<u>基準省令</u>第4条第3項第2号に規定する数値により<u>算定</u>を行ったもの（当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅であり、かつ、第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査</p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画</p>	<p>条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査</p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（省エネ誘導基準適合証なし・<u>誘導仕様基準以外の方法に基づく共用部分ありの算定</u>）申請手数料 次のア及びイに掲げる住戸数及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額</p> <p>ア 住戸数 <u>第3項第4号ア</u>の(ア)から(ケ)までに規定する額</p> <p>イ 共用部分の面積 <u>第3項第4号イ</u>の(ア)から(キ)までに規定する額</p> <p>(8) <u>性能向上計画認定</u>の申請であって、省エネ誘導基準適合証の写しが提出されないものであり、<u>住戸部分について誘導仕様基準以外の方法に基づき基準省令</u>第4条第3項第2号に規定する数値により<u>エネルギー消費量の算定</u>を行ったもの（当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅であり、かつ、第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査</p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画</p>

旧	新
<p>の認定（省エネ誘導基準適合証なし・<u>共用部分なしの算定</u>）申請手数料 次のア及びイに掲げる住戸数及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額</p> <p>ア 住戸数 <u>第3項第3号ア</u>の(ア)から(ケ)までに規定する額</p> <p>イ 共用部分の面積 <u>第3項第2号イ</u>の(ア)から(キ)までに規定する額</p> <p>(9) 非住宅部分と住宅部分とが存する複合建築物(以下「省エネ誘導基準複合建築物」という。)に係る<u>34条認定</u>の申請(第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査</p> <p>省エネ誘導基準複合建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料 第4号から前号までに掲げる金額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>(10) <u>34条認定</u>の申請(建築物エネルギー消費性能向上計画に第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合に限る。)に対する審査</p> <p>複数棟の建築物に係る建築物エ</p>	<p>の認定（省エネ誘導基準適合証なし・<u>誘導仕様基準以外の方法に基づく共用部分なしの算定</u>）申請手数料 次のア及びイに掲げる住戸数及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額</p> <p>ア 住戸数 <u>第3項第4号ア</u>の(ア)から(ケ)までに規定する額</p> <p>イ 共用部分の面積 <u>第3項第2号イ</u>の(ア)から(キ)までに規定する額</p> <p>(9) 非住宅部分と住宅部分とが存する複合建築物(以下「省エネ誘導基準複合建築物」という。)に係る<u>性能向上計画認定</u>の申請(第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査</p> <p>省エネ誘導基準複合建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料 第4号から前号までに掲げる金額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p> <p>(10) <u>性能向上計画認定</u>の申請(建築物エネルギー消費性能向上計画に第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合に限る。)に対する審査</p> <p>複数棟の建築物に係る建築物エ</p>

旧	新
<p>エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料 申請建築物に係る第4号から前号までに規定する手数料に、当該申請に係る他の建築物1棟につき第4号から前号までに掲げる額を合算した額</p> <p>(11) <u>34条認定</u>の申請(第35条第2項の規定による申出をする場合に限る。)に対する審査</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画の併願申請を伴う認定申請手数料 第4号から前号までに規定する手数料に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額を加算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(12) 第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定(以下「<u>36条認定</u>」という。)の申請(当該申請に係る建築物が非住宅建築物であり、かつ、第36条第2項の規定において準用する第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査</p> <p>非住宅建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料 次のアからカまでに掲げる区分に応じて、当該申請に係る</p>	<p>エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料 申請建築物に係る第4号から前号までに規定する手数料に、当該申請に係る他の建築物1棟につき第4号から前号までに掲げる額を合算した額</p> <p>(11) <u>性能向上計画認定</u>の申請(第35条第2項の規定による申出をする場合に限る。)に対する審査</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画の併願申請を伴う認定申請手数料 第4号から前号までに規定する手数料に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額を加算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(12) 第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定(以下「<u>性能向上計画変更認定</u>」という。)の申請(当該申請に係る建築物が非住宅建築物であり、かつ、第36条第2項の規定において準用する第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査</p> <p>非住宅建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料 次のアからカまでに掲げる区分に応じて、当該申請に係る</p>

旧	新
<p>建築物の床面積に応じ、それぞれ当該申請に係るものを合算した額</p> <p>ア 非住宅部分で、<u>床面積を増加した部分に該当しない部分</u>について、省エネ誘導基準適合証の写しが提出された場合</p> <p>(ア)～(キ) 略</p> <p>イ 非住宅部分で、<u>床面積を増加した部分</u>について、省エネ誘導基準適合証の写しが提出された場合床面積に応じ、<u>第4号ア</u>の(ア)から(キ)までに規定する額</p> <p>ウ <u>省エネ誘導基準モデル建物法に基づきエネルギー消費量の算定を行った非住宅部分で、床面積を増加した部分に該当しない部分について、省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合</u></p> <p>(ア)～(キ) 略</p> <p>エ <u>省エネ誘導基準モデル建物法に基づきエネルギー消費量の算定を行った非住宅部分で、床面積を増加した部分について、省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合</u> 床面積に応じ、第4号イの(ア)から(キ)までに規定する額</p> <p>オ <u>省エネ誘導基準モデル建物法</u></p>	<p>建築物の床面積に応じ、それぞれ当該申請に係るものを合算した額</p> <p>ア 非住宅部分で、<u>既に性能向上計画認定を受けた部分（以下この項において「既認定部分」という。）</u>について、省エネ誘導基準適合証の写しが提出された場合</p> <p>(ア)～(キ) 略</p> <p>イ 非住宅部分で、<u>既認定部分以外の部分</u>について、省エネ誘導基準適合証の写しが提出された場合床面積に応じ、<u>第3項第5号ア</u>の(ア)から(キ)までに規定する額</p> <p>ウ <u>非住宅部分で、既認定部分について、省エネ誘導基準モデル建物法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合であり、かつ、省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合</u></p> <p>(ア)～(キ) 略</p> <p>エ <u>非住宅部分で、既認定部分以外の部分について、省エネ誘導基準モデル建物法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合であり、かつ、省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合</u> 床面積に応じ、第4号イの(ア)から(キ)までに規定する額</p> <p>オ <u>非住宅部分で、既認定部分につ</u></p>

旧	新
<p><u>以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った非住宅部分で、床面積を増加した部分に該当しない部分について、省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合</u></p> <p>(ア)～(キ) 略</p> <p>カ <u>省エネ誘導基準モデル建物法以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った非住宅部分で、床面積を増加した部分について、省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合</u> 床面積に応じ、第4号ウの(ア)から(キ)までに規定する額</p> <p>(13) <u>36条認定</u>の申請（当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅であり、かつ、第36条第2項において準用する第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査</p> <p>一戸建ての住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料 次のア及びイに掲げる区分に応じて、当該申請に係る建築物の床面積に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア 省エネ誘導基準適合証の写し</p>	<p><u>いて、省エネ誘導基準モデル建物法以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合であり、かつ、省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合</u></p> <p>(ア)～(キ) 略</p> <p>カ <u>非住宅部分で、既認定部分以外の部分について、省エネ誘導基準モデル建物法以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合であり、かつ、省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合</u> 床面積に応じ、第4号ウの(ア)から(キ)までに規定する額</p> <p>(13) <u>性能向上計画変更認定</u>の申請（当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅であり、かつ、第36条第2項において準用する第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査</p> <p>一戸建ての住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料 次のア及びイに掲げる区分に応じて、当該申請に係る建築物の床面積に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア 省エネ誘導基準適合証の写し</p>

旧	新
<p data-bbox="316 277 767 371">が提出された場合 <u>床面積にかかわらず 2,450円</u></p> <p data-bbox="288 400 767 495"><u>イ 省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合</u></p> <p data-bbox="316 521 767 616"><u>(ア) 床面積の合計が 200平方メートル未満のもの 17,000円</u></p> <p data-bbox="316 642 767 736"><u>(イ) 床面積の合計が 200平方メートル以上のもの 19,000円</u></p> <p data-bbox="260 1189 767 1588">(14) <u>36条認定</u>の申請であって、省エネ誘導基準適合証が提出されるもの（当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅であり、かつ、第36条第2項において準用する第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査</p> <p data-bbox="288 1677 767 2011">一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定（省エネ誘導基準適合証あり）申請手数料 次のアからエまでに掲げる住戸数及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲</p>	<p data-bbox="906 277 1358 371">が提出された場合 <u>第3項第8号アに規定する額</u></p> <p data-bbox="879 400 1358 736"><u>イ 省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合であり、かつ、誘導仕様基準に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合床面積に応じ、第3項第8号イの（ア）及び（イ）に規定する額</u></p> <p data-bbox="879 763 1358 1162"><u>ウ 省エネ誘導基準適合証の写しが提出されない場合であり、かつ、誘導仕様基準以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、第3項第8号ウの（ア）及び（イ）に規定する額</u></p> <p data-bbox="852 1189 1358 1646">(14) <u>性能向上計画変更認定</u>の申請であって、省エネ誘導基準適合証が提出されるもの（当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅であり、かつ、第36条第2項において準用する第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査</p> <p data-bbox="879 1677 1358 2011">一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定（省エネ誘導基準適合証あり）申請手数料 次のアからエまでに掲げる住戸数及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲</p>

旧	新
<p>げる額のうち当該申請に係る額を合算した額</p> <p>ア 住戸数 (<u>既に34条認定を受けた部分</u>に限る。) <u>第3項第8号ア</u>の(ア)から(ケ)までに規定する額</p> <p>イ ア以外の住戸数 <u>第3項第8号イ</u>に規定する額</p> <p>ウ 共用部分の面積 (<u>既に34条認定を受けた部分</u>に限る。) <u>第3項第8号ウ</u>の(ア)から(キ)までに規定する額</p> <p>エ ウ以外の共用部分の面積 <u>第3項第8号エ</u>に規定する額</p>	<p>げる額のうち当該申請に係る額を合算した額</p> <p>ア 住戸数 (<u>既認定部分</u>に限る。) <u>第3項第9号ア</u>の(ア)から(ケ)までに規定する額</p> <p>イ ア以外の住戸数 <u>第3項第9号イ</u>に規定する額</p> <p>ウ 共用部分の面積 (<u>既認定部分</u>に限る。) <u>第3項第9号ウ</u>の(ア)から(キ)までに規定する額</p> <p>エ ウ以外の共用部分の面積 <u>第3項第9号エ</u>に規定する額</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(14)の2 性能向上計画変更認定の申請であって、省エネ誘導基準適合証が提出されないもの(当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅であり、住戸部分について誘導仕様基準に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合であり、かつ、第36条第2項において準用する第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)</u>に対する審査 <u>一户建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定(省エネ誘導基準適合証なし・誘導仕様基準に基づく算定)申請手数料 次のアからエまでに掲げる住戸数及び共用部分の面積</u></p>

旧	新
<p>(15) <u>36条認定</u>の申請であって、省エネ誘導基準適合証が提出されないもの（当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅であり、<u>かつ</u>、第36条第2項において準用する第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査</p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定（<u>省エネ誘導基準適合証なし</u>）申請手数料 次のアからエまでに掲げる住戸数及び共用部分の</p>	<p><u>の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額</u></p> <p><u>ア 住戸数（既認定部分に限る。）</u> <u>第3項第10号アの(ア)から(ケ)までに規定する額</u></p> <p><u>イ ア以外の住戸数 第3項第10号イに規定する額</u></p> <p><u>ウ 共用部分の面積（既認定部分に限る。） 第3項第10号ウの(ア)から(キ)までに規定する額</u></p> <p><u>エ ウ以外の共用部分の面積 第3項第10号エに規定する額</u></p> <p>(15) <u>性能向上計画変更認定</u>の申請であって、省エネ誘導基準適合証が提出されないもの（当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅であり、<u>住戸部分について誘導仕様基準以外の方法に基づきエネルギー消費量の算定を行った場合であり、かつ</u>、第36条第2項において準用する第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）に対する審査</p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定（<u>省エネ誘導基準適合証なし・誘導仕様基準以外の方法に基づく算定</u>）申請手数料 次のアから</p>

旧	新
<p>面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額</p>	<p>エまでに掲げる住戸数及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額</p>
<p>ア 住戸数 (<u>既に34条認定を受けた部分</u>に限る。) <u>第3項第9号ア</u>の(ア)から(ケ)までに規定する額</p>	<p>ア 住戸数 (<u>既認定部分</u>に限る。) <u>第3項第11号ア</u>の(ア)から(ケ)までに規定する額</p>
<p>イ ア以外の住戸数 <u>第3項第9号イ</u>に規定する額</p>	<p>イ ア以外の住戸数 <u>第3項第11号イ</u>に規定する額</p>
<p>ウ 共用部分の面積 (<u>既に34条認定を受けた部分</u>に限る。) <u>第3項第9号ウ</u>の(ア)から(キ)までに規定する額</p>	<p>ウ 共用部分の面積 (<u>既認定部分</u>に限る。) <u>第3項第11号ウ</u>の(ア)から(キ)までに規定する額</p>
<p>エ ウ以外の共用部分の面積 <u>第3項第9号エ</u>に規定する額</p>	<p>エ ウ以外の共用部分の面積 <u>第3項第11号エ</u>に規定する額</p>
<p>(16) 省エネ誘導基準複合建築物に係る<u>36条認定</u>の申請(第36条第2項の規定において準用する第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査</p> <p>省エネ誘導基準複合建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料 第12号から前号までに掲げる金額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p>	<p>(16) 省エネ誘導基準複合建築物に係る<u>性能向上計画変更認定</u>の申請(第36条第2項の規定において準用する第35条第2項の規定による申出をしない場合に限る。)に対する審査</p> <p>省エネ誘導基準複合建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料 第12号から前号までに掲げる金額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p>
<p>(17) <u>36条認定</u>の申請(建築物エネルギー消費性能向上計画に第34条第3項各号に掲げる事項が記載されて</p>	<p>(17) <u>性能向上計画変更認定</u>の申請(建築物エネルギー消費性能向上計画に第34条第3項各号に掲げる事項</p>

旧	新
<p data-bbox="288 280 724 315">いる場合に限る。)に対する審査</p> <p data-bbox="288 405 767 1043">複数棟の建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料 申請建築物に係る第12号から前号までに規定する手数料に、当該申請に係る他の建築物1棟につき第12号から前号までに掲げる額(<u>34条認定</u>を受けていない建築物を他の建築物として新たに認定する場合にあっては、当該他の建築物1棟につき第4号から第9号までに掲げる額)を合算した額</p> <p data-bbox="260 1133 767 1346">(18) <u>36条認定</u>の申請(第36条第2項の規定において準用する第35条第2項の規定による申出をする場合に限る。)に対する審査</p> <p data-bbox="288 1375 767 1711">建築物エネルギー消費性能向上計画の併願申請を伴う変更認定申請手数料 第12号から前号までに規定する手数料に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額を加算した額</p> <p data-bbox="288 1740 437 1776">ア・イ 略</p> <p data-bbox="260 1805 767 2018">(19) 第36条第1項に規定する軽微な変更(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第26条第2</p>	<p data-bbox="884 280 1362 376">が記載されている場合に限る。)に対する審査</p> <p data-bbox="884 405 1362 1104">複数棟の建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料 申請建築物に係る第12号から前号までに規定する手数料に、当該申請に係る他の建築物1棟につき第12号から前号までに掲げる額(<u>性能向上計画認定</u>を受けていない建築物を他の建築物として新たに認定する場合にあっては、当該他の建築物1棟につき第4号から第9号までに掲げる額)を合算した額</p> <p data-bbox="855 1133 1362 1346">(18) <u>性能向上計画変更認定</u>の申請(第36条第2項の規定において準用する第35条第2項の規定による申出をする場合に限る。)に対する審査</p> <p data-bbox="884 1375 1362 1711">建築物エネルギー消費性能向上計画の併願申請を伴う変更認定申請手数料 第12号から前号までに規定する手数料に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額を加算した額</p> <p data-bbox="884 1740 1032 1776">ア・イ 略</p> <p data-bbox="855 1805 1362 2018">(19) 第36条第1項に規定する軽微な変更(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第26条第2</p>

旧	新
<p>号に規定するものに限る。)に該当していることの証明書の交付の申請に対する審査</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明申請手数料 次のアからオまでに掲げる区分に応じて、当該申請に係る建築物の床面積(当該申請が、<u>オ</u>に該当する場合は、住戸数)に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 省エネ誘導基準に基づき一戸建ての住宅について、エネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、<u>第13号イ</u>に規定する額</p> <p>エ 省エネ誘導基準に基づき住宅の<u>共用部分</u>及び複合建築物の住宅の<u>共用部分</u>について、エネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、<u>第15号ウ</u>に規定する額</p> <p>オ 省エネ誘導基準に基づき住宅の<u>住戸部分</u>及び複合建築物の住宅の<u>住戸部分</u>について、エネルギー消費量の算定を行った場合 住戸数に応じ、<u>第15号ア</u>に規定する額</p> <p>(20) 第41条第1項の規定に基づく建</p>	<p>号に規定するものに限る。)に該当していることの証明書の交付の申請に対する審査</p> <p>建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更証明申請手数料 次のアからオまでに掲げる区分に応じて、当該申請に係る建築物の床面積(当該申請が、<u>エ</u>に該当する場合は、住戸数)に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 省エネ誘導基準に基づき一戸建ての住宅について、エネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、<u>第3項第15号ア</u>に規定する額</p> <p>エ 省エネ誘導基準に基づき住宅の<u>住戸部分</u>及び複合建築物の住宅の<u>住戸部分</u>について、エネルギー消費量の算定を行った場合 床面積に応じ、<u>第3項第15号イ</u>に規定する額</p> <p>オ 省エネ誘導基準に基づき住宅の<u>共用部分</u>及び複合建築物の住宅の<u>共用部分</u>について、エネルギー消費量の算定を行った場合 住戸数に応じ、<u>第3項第15号ウ</u>に規定する額</p> <p>(20) 第41条第1項の規定に基づく建</p>

旧	新
<p>建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定(以下「<u>41条認定</u>」という。)の申請(当該申請に係る建築物が非住宅建築物である場合に限る。)に対する審査</p> <p>非住宅建築物の建築物エネルギー消費性能基準の認定申請手数料次のアからウまでに掲げる区分に応じて、当該申請に係る建築物の床面積に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア 非住宅部分について、省エネ基準適合証等(登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が第2条第1項第3号に掲げる基準(以下「省エネ基準」という。)に適合していることを証して交付する書類又は省エネ基準に適合していることが確認できる図書(第12条第6項に規定する適合判定通知書又は第13条第4項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書(以下「適合判定通知書」という。)及び検査済証(建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項及び第18条第18項に規定する検査済証をいう。以下同じ。)、<u>34条認定</u>の通知書及び検査済証、都市の低炭素化の促進に関する法律(以下「低炭素法」</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定(以下「<u>基準適合認定</u>」という。)の申請(当該申請に係る建築物が非住宅建築物である場合に限る。)に対する審査</p> <p>非住宅建築物の建築物エネルギー消費性能基準の認定申請手数料次のアからウまでに掲げる区分に応じて、当該申請に係る建築物の床面積に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア 非住宅部分について、省エネ基準適合証等(登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が第2条第1項第3号に掲げる基準(以下「省エネ基準」という。)に適合していることを証して交付する書類又は省エネ基準に適合していることが確認できる図書(第12条第6項に規定する適合判定通知書又は第13条第4項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書(以下「適合判定通知書」という。)及び検査済証(建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項及び第18条第18項に規定する検査済証をいう。以下同じ。)、<u>性能向上計画認定</u>の通知書及び検査済証、都市の低炭素化の促進に関する法律(以下</p>

旧	新
<p>という。)第54条第1項の規定に基づく認定通知書及び検査済証又は品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書(日本住宅性能評価基準に基づく断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価のものであって、住宅部分が省エネ基準に適合していることが確認できるものに限る。)をいう。)をいう。以下同じ。)の写しが提出された場合床面積に応じ、第4号アの(ア)から(キ)までに規定する額</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(21) 41条認定の申請(当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅である場合に限る。)に対する審査</p> <p>一戸建ての住宅の建築物エネルギー消費性能基準の認定申請手数料 次のアからウまでに掲げる区分に応じて、当該申請に係る建築物の床面積に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア 省エネ基準に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅について、省エネ基準適合証等の写しが提出された場合第5号アに規定する額</p>	<p>「低炭素法」という。)第54条第1項の規定に基づく認定通知書及び検査済証又は品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書(日本住宅性能評価基準に基づく断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価のものであって、住宅部分が省エネ基準に適合していることが確認できるものに限る。)をいう。)をいう。以下同じ。)の写しが提出された場合 床面積に応じ、第4号アの(ア)から(キ)までに規定する額</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(21) 基準適合認定の申請(当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅である場合に限る。)に対する審査</p> <p>一戸建ての住宅の建築物エネルギー消費性能基準の認定申請手数料 次のアからウまでに掲げる区分に応じて、当該申請に係る建築物の床面積に応じ、それぞれ次に掲げる額</p> <p>ア 省エネ基準に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅について、省エネ基準適合証等の写しが提出された場合第5号アに規定する額</p>

旧	新
<p>イ 基準省令 <u>第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)</u>に規定する基準による評価方法（以下「<u>省エネ性能基準標準計算</u>」という。）に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅について、省エネ基準適合証等の写しが提出されない場合 床面積に応じ、第5号イに規定する額</p> <p>ウ <u>省エネ性能基準標準計算</u>以外の方法でエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅について、省エネ基準適合証等の写しが提出されない場合</p> <p><u>(ア) 床面積の合計が 200平方メートル未満のもの 17,000円</u></p> <p><u>(イ) 床面積の合計が 200平方メートル以上のもの 19,000円</u></p> <p>(22) <u>41条認定</u>の申請であって、省エネ基準適合証等が提出されたもの（当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅である場合に限る。）に対する審査</p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能基準の認定（省エネ基準適合証等あり）申請手数料 次のア及びイに掲げる住</p>	<p>イ 基準省令 <u>第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)</u>に規定する基準による評価方法（以下<u>この項において「仕様基準」</u>という。）に基づきエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅について、省エネ基準適合証等の写しが提出されない場合 床面積に応じ、第5号イに規定する額</p> <p>ウ <u>仕様基準</u>以外の方法でエネルギー消費量の算定を行った一戸建ての住宅について、省エネ基準適合証等の写しが提出されない場合</p> <p><u>床面積に応じ、第5号ウに規定する額</u></p> <p>(22) <u>基準適合認定</u>の申請であって、省エネ基準適合証等が提出されたもの（当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅である場合に限る。）に対する審査</p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能基準の認定（省エネ基準適合証等あり）申請手数料 次のア及びイに掲げる住</p>

旧	新
<p>戸数及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額</p> <p>ア 住戸数 第6号アに規定する額</p> <p>イ 共用部分の面積 第6号イに規定する額</p> <p>(23) <u>41条認定</u>の申請であって、省エネ基準適合証等が提出されないもの（当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅である場合に限る。）に対する審査</p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能基準の認定（省エネ基準適合証等なし）申請手数料 次のアからウまでに掲げる住戸数及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額</p> <p>ア 住戸数（<u>省エネ性能基準標準計算</u>に基づきエネルギー消費量の算定を行ったものに限る。）<u>第7号ア</u>に規定する額</p> <p>イ <u>住戸数（省エネ性能基準標準計算以外の方法でエネルギー消費量の算定を行ったもの）</u> <u>（ア）住戸数が1のもの</u> <u>17,000円</u></p>	<p>戸数及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額</p> <p>ア 住戸数 第6号アに規定する額</p> <p>イ 共用部分の面積 第6号イに規定する額</p> <p>(23) <u>基準適合認定</u>の申請であって、省エネ基準適合証等が提出されないもの（当該申請に係る建築物が一戸建ての住宅以外の住宅である場合に限る。）に対する審査</p> <p>一戸建ての住宅以外の住宅の建築物エネルギー消費性能基準の認定（省エネ基準適合証等なし）申請手数料 次のアからウまでに掲げる住戸数及び共用部分の面積の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額のうち当該申請に係る額を合算した額</p> <p>ア 住戸数（<u>仕様基準</u>に基づきエネルギー消費量の算定を行ったものに限る。）<u>第6号の2ア</u>に規定する額</p> <p>イ <u>住戸数（仕様基準以外の方法でエネルギー消費量の算定を行ったものに限る。）</u> <u>第7号ア</u>に規定する額</p>

旧	新
<p><u>(イ) 住戸数が2以上5以下のもの 33,000円</u></p> <p><u>(ウ) 住戸数が6以上10以下のもの 48,000円</u></p> <p><u>(エ) 住戸数が11以上25以下のもの 71,000円</u></p> <p><u>(オ) 住戸数が26以上50以下のもの 11万円</u></p> <p><u>(カ) 住戸数が51以上 100以下のもの 16万円</u></p> <p><u>(キ) 住戸数が 101以上 200以下のもの 23万円</u></p> <p><u>(ク) 住戸数が 201以上 300以下のもの 29万円</u></p> <p><u>(ケ) 住戸数が 301以上のもの 34万円</u></p>	
<p>ウ 共用部分の面積 <u>第7号イ</u>に規定する額</p>	<p>ウ 共用部分の面積 <u>第6号の2イ</u>に規定する額</p>
<p>(24) 省エネ基準複合建築物に係る<u>41条認定</u>の申請に対する審査</p> <p>省エネ基準複合建築物の建築物エネルギー消費性能基準の認定申請手数料 第20号から前号までに掲げる金額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p>	<p>(24) 省エネ基準複合建築物に係る<u>基準適合認定</u>の申請に対する審査</p> <p>省エネ基準複合建築物の建築物エネルギー消費性能基準の認定申請手数料 第20号から前号までに掲げる金額のうち、当該申請に係るものを合算した額</p>